

平成21年3月24日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730067

研究課題名（和文）民事訴訟の審理過程における情報・証拠の収集・提出をめぐる規律

研究課題名（英文）Regulation on Collection and Submission of Information in Civil Procedure

研究代表者

伊東 俊明（ITO TOSHIAKI）

横浜国立大学大学院・国際社会科学研究所・准教授

研究者番号：60322880

研究成果の概要：民事訴訟の審理過程（主張過程および立証過程）における当事者の行為規律（とりわけ、情報および証拠の収集・提出に関する規律）についての研究を行い、その規律内容を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	330,000	3,830,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学・3406

キーワード：主張責任、証明責任、情報提供義務

1. 研究開始当初の背景

(1) 問題状況

現行民事訴訟法は、争点を十分に絞り込んで、要証命題を特定したうえで、集中的な証拠調べを実施するという、段階的な審理方式が採用されている。この審理方式に則って、適正かつ迅速な裁判が実現されるためには、証拠調べの前提としての主張過程において、事件に関する情報が当事者によって、積極的に提供されたいと、争点の決定に関するやりとりが十分になされる必要がある。

弁論主義が適用される民事訴訟では、当事者は、自らの権利を実現するために必要となる情報および証拠を提出するか否かについての決定権能を有しているといえる。このよ

うな理解を前提とすると、当事者は、自らに不利となる（相手方に有利となる）情報や証拠を自発的に提出するインセンティブを有せず、また、そのような情報や証拠を提出しなくとも、それは違法な行動選択ではない、ということになる。しかし、当事者間で情報・証拠が構造的に偏在する場合や当事者が情報・証拠の秘匿によって不当な利益を享受しようとする場合には、当事者の有する情報・証拠の提出権能に対する一定の規制が必要となると考えられる。

弁論主義が適用される民事訴訟における、当事者の情報提供に関する行為は、主張責任および証明責任によって規律されている。すなわち、敗訴を回避するというインセンティ

ブにより、当事者に情報を提供させるという規律によってである。

このような規律によっては、先述したように、主張責任を負わない当事者が、事件に関する情報を独占的に保有する場合について、当事者の行為を適切に制御することは期待できない。また、いずれの当事者も事件に関する情報を互いに保有する一般の場合においても、主張責任および証明責任の規律だけでは、情報の収集・提供に関する行為規律としては、不十分であるといえることができる。

(2) 議論状況

これまでの議論によると、主張過程における当事者の役割分担については、以下のように整理することができる。

まず、ある法律要件について主張責任を負う当事者が、その法律要件を問題として提示する役割(①)を負う。この段階では、法律要件が特定できる程度であれば抽象的な主張が許容される(これは、いわゆる模索的証明をめぐる問題と関連する)。次に、抽象的主張に対する応答として、主張責任を負わない当事者が、要証性の有無を決定する役割(②)を負う(これは、権利自白の可否をめぐる問題と関連する)。その次に、主張責任を負う当事者が抽象的主張を具体化することによって、審理の対象を限定する役割(③)を負うことになる(これは、主張の具体化責任をめぐる問題と関連する)。その次に、主張責任を負わない当事者が、具体的主張のどこを争うのかを明らかにして、要証命題を特定する役割(④)を負うことになる。さらに、主張責任を負わない当事者が、要証命題に関する情報を提供する役割(⑤)を負うかが問題となる(否認の具体化義務をめぐる問題が関連する)。

以上のような主張過程における当事者の役割分担に加えて、証明過程における当事者の役割、具体的には、証拠を提出する役割(⑥)に関する議論がなされている(とりわけ、証言拒絶権や文書提出義務に関する議論が展開している)。

①～⑥の役割に関する問題に関して、わが国の学説・裁判例においては、とくに、事案解明義務や文書提出義務をめぐる議論がなされている。もっとも、そのような議論は、事案の解明という、裁判所による事実認定(訴訟における真実発見)の側面を重視した議論であり、情報に関する当事者の権能に着目した議論はなされていない。また、民事訴訟における情報の機能に直目するのであれば、主張過程における情報の意義と証明過程における情報の意義とを明確に区

別した議論がなされる必要があると考えられるが、そのような議論はなされていない。さらに、比較法的な視点や法制史的な視点からの基礎的な研究も、十分になされているとはいえない状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、1. で述べたような問題状況のもと、民事訴訟の審理過程(とりわけ、主張過程と証明過程に着目して、その両者を明確に区別して検討を行う)における当事者による情報・証拠の収集および提出に関する行為規律の内容を明らかにすることを目的とするものである。

具体的には、「情報の帰属」という分析視角から、情報・証拠の提出に関する当事者の意思決定過程の内容を解明することを通して、主張・立証責任から解放された、新たな行為規律の定立を試みることになる。

3. 研究の方法

本研究では、わが国における議論の包括的な検討に加えて、ドイツ法およびアメリカ法における議論についての比較法的かつ法制史的な検討を行うという研究方法を採用した。

本研究で採りあげた具体的な分析の対象は、以下のとおりである。

(1) ドイツ法の審理過程論に関する分析

歴史的・制度的分析(とりわけ、CPOの立法沿革や宣誓制度に関する分析)を中心として、ドイツ法の審理過程論の基礎にある考え方を明らかにする。ドイツ法における議論の検討は、わが国の学説・裁判実務で前提とされてきた、「主張過程で主張責任を負わない当事者が情報提供に関して消極的な行動選択をとることは違法ではない」という考え方についての、その系譜と根拠を探ることをも目的として行うものである。

具体的には、当事者の行為規律に関するCPOの条文(CPO129条を中心とする)について、ドイツ普通法における議論までさかのぼったうえで、ラント法の状況やCPO立法に関する諸草案(ハノーバー草案、北ドイツ草案、プロイセン草案など)の起草過程における議論を中心に、裁判例や学説についての検討を行う。

また、主張・立証過程における当事者の行為規律と密接な関係を有する当事者宣誓制度(本研究では、当事者宣誓制度のうち、本研究のテーマと関連を有すると考えられる、当事者宣誓制度(Eideszuschiebung)に照準を合わせる)についての検討を行う。宣誓要求制度については、立法過程における議論に加

え、CPO が制定された 1877 年から、ZPO の改正（当事者宣誓制度が廃止され、当事者尋問制度が採用された改正）がなされた 1933 年までの、裁判例・学説の状況についての包括的な研究を行い、宣誓制度と主張・立証過程における当事者の行為規律との関係を明らかにする。

(2) アメリカ法の意味決定論に関する分析

私益を追求する当事者間の情報格差と情報提供のインセンティブという視点から、訴訟当事者の意思決定過程についての分析を行う議論（ゲーム理論に依拠する議論や哲学的な基礎付けを行う議論など）についての検討を行う。具体的には、情報の内容と情報の提供のインセンティブとの関係についての議論に着目して、情報の収集・提供を促す内容の規律を、どのように設定することは、合理的であるのかという問題についての検討を行う。その際、法（法律）が、デフォルトルールとして、どのような内容の規律を設定しておくべきであるか、また、当事者にどのようなアレンジメントの余地を認めるべきか、という分析視角からの検討を行うことになる。

(3) ディスカバリー制度に関する分析

アメリカ法におけるディスカバリー・ディスクロージャー制度、および、プリーディング制度に関する立法沿革・学説・裁判例の検討を行い、訴訟当事者の情報取得利益と情報秘匿利益の内容を明らかにする。

具体的には、プリーディング制度の法制史的な検討（アメリカ連邦民事訴訟規則における訴答手続に関する規定の歴史的展開に関する分析）を行ったうえで、プリーディングに関する規律と、ディスカバリー・ディスクロージャーに関する規律との関係を明らかにする。また、ディスカバリーをめぐる学説・裁判例に関する検討を行い、アメリカ法における情報の収集・提出に関する規律の基礎にある考え方を探る。

(4) 日本法における証拠の収集・提出をめぐる議論に関する分析

わが国における証拠の収集・提出に関する議論についての検討を行う。

具体的には、第一に、文書提出義務に関する裁判例・学説の検討を行い、そこでの利益考慮の判断構造を分析することによって、文書の提出に関する規律の基礎にあるべき考え方を明らかにする。

第二に、証言拒絶権に関する議論や知的財産関係訴訟・人事訴訟における議論を手がかり

りとして、当事者の情報秘匿利益の内容と範囲と、それを保護するための訴訟手続（および、訴訟外における手続）のあり方（例えば、秘密保護手続に関する立法）についての検討を行う。

第三に、当事者照会制度、訴え提起前の照会制度、弁護士会照会制度をめぐる議論についての検討を行い、当事者間における情報流通を促進するための手続内容と、裁判所の関与のあり方（サンクションの有無・内容なども含む）についての分析を行う。

(5) 日本法における（事案）解明義務論に関する分析

（事案）解明義務に関する学説と裁判例（いわゆる伊方原発訴訟判決を中心とする）についての検討を手がかりとして、主張・証明責任の所在とは切り離された行為規律の内容についての分析を行う。採りあげる主な学説は、ドイツ法のシュティルナー教授の議論の影響を受けて、包括的な事案解明義務を主張する見解（春日説）と、ドイツ法の判例理論の影響を受けて、具体的事実陳述＝証拠提出義務を唱える見解（松本説）であるが、これらの見解に関する議論についても検討の対象とする。このような議論を検討することによって、わが国の解明義務論の基礎にある考え方を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 主張過程における研究成果

本研究の成果として、民事訴訟の審理過程における情報・証拠の収集・提出に関する行為規律を設定するうえで重要となるのは、主張がなされなかった場合や真偽不明となった場合の処理に関する「主張責任・証明責任」という規律ではなく、当該訴訟で問題となる法律要件に関する情報の帰属主体は誰であるのか、および、その情報を秘匿する自由が認められるのか、という分析視角からの検討が必要となる点を明らかにした点である。

具体的な成果としては、特に、主張過程における情報提供に着目して、当事者の行為規律の内容について検討した論文を大学紀要と学会誌に公表した（5. ①②を参照）。

②論文は、主張過程における情報提供の規律を検討するためには、訴訟法上の規律と実体法上の規律との関係を明らかにする必要があると、とりわけ、情報独占の局面（主張責任を負わない当事者が特定の法律要件に関する情報を独占的に保有する場合）には、当事者間の実体的法律関係の内容に着目して、情報提供に関する行為規律を定立する必要があるとの見解を示したものである。

②論文では、主張過程における当事者の行

為規律を検討するため、裁判所の自由心証が支配しない領域（主張過程）においては、主張・立証責任を負わない当事者は、情報の収集・提出に関して、消極的であることは認められない、という考え方を前提とすべきである点を明らかにした。

その前提として、わが国の学説・裁判実務が前提としている（してきた）、「主張過程で主張責任を負わない当事者が情報提供に関して消極的な行動選択をとることは違法ではない」という考え方は、ドイツ法の立法・学説を受け継いだ明治期における学説・裁判実務が、主張過程における否認および不知の陳述の規制についての関心が大きくなかった時期におけるドイツ法の議論を、当事者宣誓度との関係に留意することなく、そのまま採用してしまっことが、その要因であり、したがって、上記の考え方は、比較法的かつ法制史的にみて、そもそも正当化することができない、あるいは、正当化するためには特別の根拠付けが必要なる考え方であったことを指摘した。

また、②論文では、主張過程における行為規律は、裁判所の自由心証の問題（弁論の全趣旨のみに基づく事実認定の問題）としてではなく、否認および不知の陳述それ自体を規制する方法で行うべきである、との主張を行った。

さらに、②論文では、否認という訴訟上の応答を介する主張過程における情報提供義務に関する規律は、当事者が互いに情報を保有する一般の場合と、情報独占の場合とでは、それぞれ異なる視点からの設定がなされるべきであり、上述したように、情報独占の場合には、情報提供に関する当事者間の実体的法律関係の内容が重視されるべきであるとの見解を示した。当事者間の実体的法律関係の内容を検討するにあたっては、その内容を、「事務の本人の利益擁護を要素とする他人の事務を処理する法律関係」である【利益擁護型】と、損害賠償請求などの主請求の行使・実現のために情報を必要となる関係である【主請求準備型】とに区別する視角が有益であることも指摘した。

以上のような内容の主張を提示する②論文は、主張過程に対して、要証命題の特定という機能とは異なる機能（例えば、交渉促進機能、和解促進機能、実体法上の義務の履行促進機能などが考えられる）を認めるための議論の端緒となりうるものである。

なお、②論文における議論については、2009年5月18日に学習院大学で開催される予定である日本民事訴訟法学会において、個別報告を行う。

①論文は、ドイツ法における実体法上の報告提供義務に関して包括的な検討を行うモノグラフィの内容の紹介とその検討を行う

ものである。ドイツ法における情報提供に関する実体法上の規律と訴訟法上の規律との関係（要件・効果・機能などの規律内容の相違とそれぞれの正当化根拠）が明らかになり、①論文における内容は、実質的に、②論文の内容の基礎となるものである。

(2) 証明過程における研究成果

証明過程における証拠の提出義務に関する議論についての研究成果は、以下のとおりである。

とりわけ、文書提出義務について、最高裁平成19年12月11日決定（第三者である銀行が保有する訴訟当事者である顧客の取引情報が記載された文書の提出義務が、銀行の守秘義務との関係で問題となった事例）を素材として、実体法上の情報提供義務という分析視角からの検討を行った。具体的には、民事訴訟の審理においては、証拠としての文書の提出と、文書の内容である情報の提供とは明確に区別すべきである、という問題意識のもとで、情報の支配権（情報の提出・不提出を決定する権能）と情報の提出を求める権能との比較考量によって、証拠としての文書の提出義務の有無を判断すべきであるという主張を行う内容の報告を民事法研究会（横浜国立大学）で行った。

なお、上記の研究会における内容の報告は、文書提出義務に関する裁判例の検討を加えて、その内容を論文として、近日中に公表する予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

①伊東俊明「紹介 Christine Osteloh-Konrad, Der allgemeine vorbereitende Informationsanspruch」民訴雑誌 54号 203-210頁(2008) 査読無し

②伊東俊明「主張過程における当事者の情報提供義務」横浜国際経済法学 15巻 3号 1-25頁(2007) 査読無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊東 俊明 (ITO TOSHIKI)
横浜国立大学・国際社会科学部研究科・准教授
研究者番号：60322880

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者
